

【建設工事の部 - 市外】

いわき市入札参加資格審査申請書提出要領
(登録部門：建設工事の部)

いわき市が下記の登録期間中に行う競争入札に参加を希望する本店又は本社の所在地が市外で、新規登録を希望する方の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特に御注意いただきたい箇所については「**重要**」の表記を付けていますので、御確認ください。

1 受付期間 **重要** 令和8年5月1日(金)から令和8年5月31日(日)まで (受付期間末日の消印有効)

2 申請書類の提出

提出方法：**重要** 「書留郵便(一般または簡易)」「レターパックプラス(赤色)」による郵送

【送付先】	いわき市 財政部 契約課 工事契約係 〒970 - 8686 いわき市平字梅本 21 番地
【問い合わせ先】	TEL (直通) 0246 (22) 7419 (FAX) 0246 (22) 1251

封筒の表側に**重要**「入札参加資格審査申請書在中(建設工事の部)」と記入してください。

なお、登録部門が複数ある場合は1つの封筒に同封してかまいませんが、登録通知送付用の110円切手は、登録部門ごとに1枚添付する必要がありますのでご注意ください。

記載事項に係る基準日について

申請書等の記載事項に係る基準日は、**重要** 令和8年4月1日現在となります。(詳細はP.6をご覧ください)

注意事項

ア 受付期間外の申請は、受け付けません。

イ 申請書類様式は、市ホームページからダウンロードしてください。(最新のものを使用してください)

ウ 申請書類に不備等がある場合は、FAX等で内容を連絡しますので、**重要** 令和8年6月5日(金)(必着)までに「訂正又は追加」をして郵送等により提出してください。

エ 受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に確認してください。

3 登録期間 **登録の日(令和8年7月下旬)から令和9年3月31日まで**

書類審査の結果及び審査内容については、令和8年7月下旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者(本店又は本社)」又は「受任者(支店等その他営業所)」へ通知します。

4 審査方法

次に掲げる者に該当しないかを審査します。【適格審査】

特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者

【建設工事の部 - 市外】

工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者

資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

次の各号の一に該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）

～ のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。

により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了後の30日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「3登録期間」の末日までとします。

5 その他

申請内容のうち「商号又は名称・営業所等の名称」、「代表者・受任者職氏名」、「所在地(住所)」及び「登録工種」については、登録後に契約課窓口及び市ホームページで公表しますので、御承知おきください。

受任者は、1か所のみ設定することができます。支店・営業所を複数設置している場合でも、委任先として登録できるのは1つの支店・営業所のみです。また、登録工種ごとに委任先を変更することもできません。

市内中小企業等の受注機会確保等について

本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、本市内の中小企業等を優先として活用してください。

下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、下請け契約の適正化を図ってください。

建設工事において、受注元請負人が社会保険等に未加入の事業者（社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）とすべての下請契約をすることは原則として禁止となります。（社会保険等に未加入の下請負人に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。）

【建設工事の部 - 市外】

6 受付工種一覧

次の表の建設工事の種類別に受付を行います

番号 (略号)	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
1 (土)	土木一式工事	総合的な企画 指導 調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修 改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
2 (建)	建築一式工事	総合的な企画 指導 調整のもとに建築物を建設する工事	
3 (大)	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事 型枠工事 造作工事
4 (左)	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆い、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事 モルタル工事 モルタル防水工事 吹付け工事 とぎ出し工事 洗い出し工事
5 (と)	とび・土工・コンクリート工事	イ. 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び掘削くいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的なしは準備工事	イ. とび工事 ひき工事 足場等仮設工事 重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事 コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事 くい打ち工事 くい抜き工事 場所打ち工事 ハ. 土工 掘削工事 根切り工事 発破工事 盛土工事 ニ. コンクリート工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事 地盤改良工事 ポーリンググラウト工事 土留め工事 仮締切り工事 吹付け工事 法面保護工事 道路付属物設置工事 屋外広告物設置工事 捨石工事 外構工事 はつり工事 切断穿孔工事 アンカー工事 あと施工アンカー工事 潜水工事
6 (石)	石工事	石材 石材に類似のコンクリートブロック及び凝石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み(張り)工事 コンクリートブロック積み(張り)工事
7 (屋)	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8 (電)	電気工事	発電設備 変電設備 送配電設備 構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事
9 (管)	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵 空調調湿 給排水 衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水 油 ガス 水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空調調湿設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽工事 水洗便所設備工事 ガス配管工事 ダクト工事 管内更生工事
10 (夕)	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事 れんが積み(張り)工事 タイル張り工事 築炉工事 スレート張り工事 サイディング工事
11 (鋼)	鋼構造物工事	形鋼 鋼板等の鋼材の加工又は組み立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事 石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事 閘門・水門等の門扉設置工事
12 (筋)	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋打ち組立て工事 鉄筋継手工事
13 (舗)	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事

【建設工事の部 - 市外】

番号 (略号)	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
14 (し)	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15 (板)	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16 (力)	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17 (塗)	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18 (防)	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19 (内)	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20 (機)	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、結非気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用伝送設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21 (絶)	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22 (通)	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報監視設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、TV電波障害防除設備工事
23 (園)	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24 (井)	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25 (具)	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26 (水)	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事
27 (消)	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災検知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は掛梯設備の設置工事
28 (清)	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29 (解)	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【建設工事の部 - 市外】

7 提出書類

ア 申請書類は、**重要**下記表の番号順に並べ、左側に穴をあけ、とじ紐で綴って提出すること。

イ の書類は、「建設工事の部」以外の部門にも今回申請している場合において、他の部門の申請に原本を添付しているときには、写し(コピー)でも可とします。(「原本は の部へ添付」と記載すること)

「○」は必須、「□」は該当者のみ提出

番号	提出書類	法人		個人	コピー	注意事項
		本社又は本店で登録する場合	支店等その他の営業所を委任先として登録する場合			
		いわき市外の支店等	いわき市内の支店等			
	入札参加資格審査申請受付確認票(建設工事の部)				-	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の をチェックして提出すること。 本票を申請書類の一番上に添付して提出すること。
	様式1 入札参加資格審査申請書(建設工事の部)(4枚1組)				-	<ul style="list-style-type: none"> 申請は、本社名で記入すること。 登録が可能な工種は、経営事項審査を受け「総合評定値通知書」に総合評定値(P)が記載されているものに限る。
	委任状	-		-	不可	<ul style="list-style-type: none"> 委任期間は、入札参加資格の有効期間と同じとすること。 委任先は1か所のみ設定することができる。
	【法人】履歴事項全部証明書(商業登記事項証明書)				可	<ul style="list-style-type: none"> 重要 申請日前3箇月以内に発行されたものであること。 身分証明書は、本籍地の市区町村長により発行(証明)されたものであること。
	【個人】身分証明書	-	-	-	不可	
	国税の納税証明書	【法人】税務署様式「その3の3」			可	<ul style="list-style-type: none"> 重要 令和8年4月1日以降に発行されたものであること。 次の税目に未納がないこと(納期未到来分を除く) 法人:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人:「申告所得税等」及び「消費税及び地方消費税」
		【個人】税務署様式「その3の2」	-	-	可	
	いわき市税の納税証明書	-	-		不可	<ul style="list-style-type: none"> 重要 令和8年4月1日以降に、別紙「納税証明請求書」により証明されたものであること。 未納がないこと(納期未到来分を除く)
	建設業の許可について(通知)				可	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効であること。 更新手続中の場合は「更新前の許可通知書」及び「所管官庁の受理印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則第2条で定める別記様式第1号及び同別表)」の写しを提出すること。(更新後の許可通知書は交付され次第、速やかに提出すること) 建設業許可証明書を添付する場合は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。
	営業所技術者等一覧表(専任技術者一覧表)				可	<ul style="list-style-type: none"> 登録を希望する工種について、申請日現在 営業所に専任の技術者が示されている「営業所技術者等(専任技術者)一覧表(同規則第2条で定める別記様式第1号別紙4)」又は「営業所技術者等(専任技術者)証明書(建設業法施行規則第3条で定める別記様式第8号)」であること。
	営業所一覧表(建設業許可申請書の別表)	-			可	<ul style="list-style-type: none"> 委任先の営業所所在地、営業しようとする建設業の内容に変更がある場合は、その内容が確認できる所管官庁の受理印のある変更届出書(建設業法施行規則第9条で定める別記様式第22号の2)の写しも添付すること。
	総合評定値通知書				可	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効(審査基準日から1年7か月以内)であること。 審査手続中のため提出できない場合は「更新前の総合評定値通知書」及び「所管官庁の受理印のある総合評定値請求書」の写しを提出すること。なお、審査後の総合評定値通知書は、不備書類の提出期限(6月5日)までに提出すること。期限までに提出できない場合は入札参加資格審査申請書を受理できない。
	同意書(暴力団等の該当性を警察に照会します)				-	<ul style="list-style-type: none"> 記載例に沿って、申請日現在で在職している代表者、役員、監査役等を全員漏れなく記入すること。 役員等の住所は、住民登録地(住民票の住所)を記載すること。 法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。

【建設工事の部 - 市外】

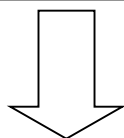
入札参加資格制限確認票				-	・既に、「いわき市入札参加有資格者名簿」の他部門に登録がある場合についても、申請日時点の内容を記載して提出すること。
様式2 有資格支体職員内訳				-	・申請日現在の人数で記入すること。
登録通知送付用の切手				-	重要 110円切手を1枚「入札参加資格審査申請受付確認票」に添付(クリップ止め)すること。 登録後、市専用の封筒にて送付しますので、返信用封筒は不要です。 110円切手ではないもの(料金受取人払返信用封筒など)は不可 複数の部門へ申請する場合、切手は部門ごとに必要
(希望者のみ) 書類が届いたことを証する書類を希望する場合は、右記の注意事項に沿って、同封してください 「登録通知送付用の切手」とは別に用意してください なお、当該書類は、書類の審査終了を証するものではありません。				-	申請書等に受領印が必要な場合は、次の書類を提出すること。 なお、当該書類は申請書類の中に綴らず別葉としてください。 ・受領印が必要な書類(入札参加資格審査申請書のコピーなど) ・返信用の封筒(送付に必要な切手をあらかじめ貼付すること) 申請者の独自様式(返信用はがき等)でも可 事務効率化のため、返信用封筒等の宛先に、敬称(「様」等)が記載されていない場合は訂正は行いませんのでご了承ください。

入札参加資格審査申請等に係る留意点

審査基準日	・申請書等の記載事項に係る基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の属する月の前月の1日です。今回は令和8年4月1日現在となります。
-------	--

《参考》入札参加資格審査申請の流れ

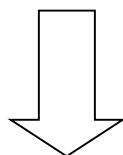
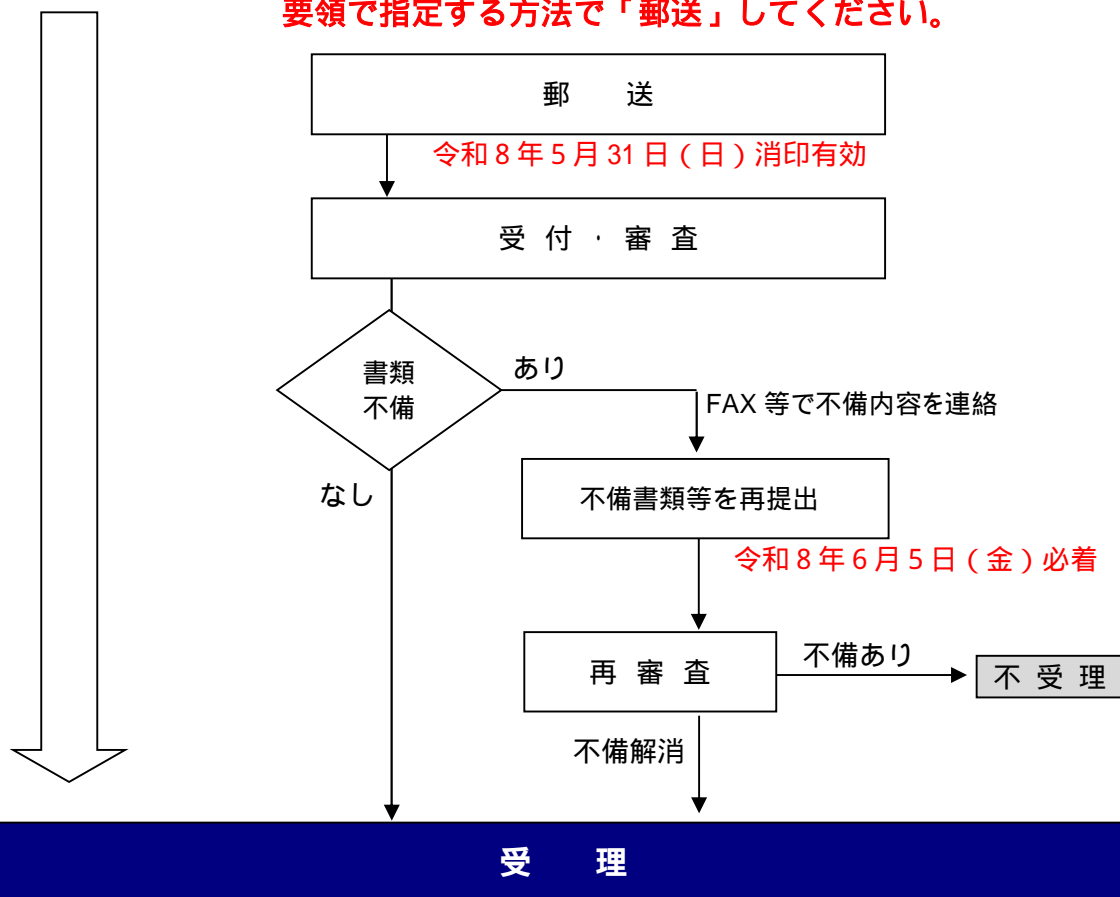
申請書類の作成及び必要書類の準備



本要領を熟覧の上、申請書類を作成・準備してください。

[受付開始] 令和8年5月1日(金)

要領で指定する方法で「郵送」してください。



書類審査の結果及び審査内容については、令和8年7月下旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者(本店又は本社)」又は「受任者(支店等その他営業所)」へ通知します。

[入札参加有資格者名簿への登録]
登録の日(令和8年7月下旬)から令和9年3月31日まで

登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月(予定)に「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ(10月に要領・様式等を掲載予定)でご確認ください。

社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していない者(法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。)を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますので御理解願います。なお、加入が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。

実施のスケジュール

- 市内事業者の方
令和4年4月1日より適用済み
- 市外事業者の方
令和5年4月1日より適用済み

(建設工事の部では、平成28年度より適用済み)

1 社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。

詳しくは年金事務所又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】 :加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険	適用除外となる 保険
法人	1人~			雇用
	役員のみ			
個人 事業所	5人~			健保、年金 健保、年金、雇用
	1人~4人			
	1人親方			

健康保険・厚生年金保険

法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が5人以上の場合に、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができます。(全国土木建築国保等)適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険

法人、個人事業所に関わらず労働者を1人以上雇用している場合は、雇用保険について適用事業所となります。

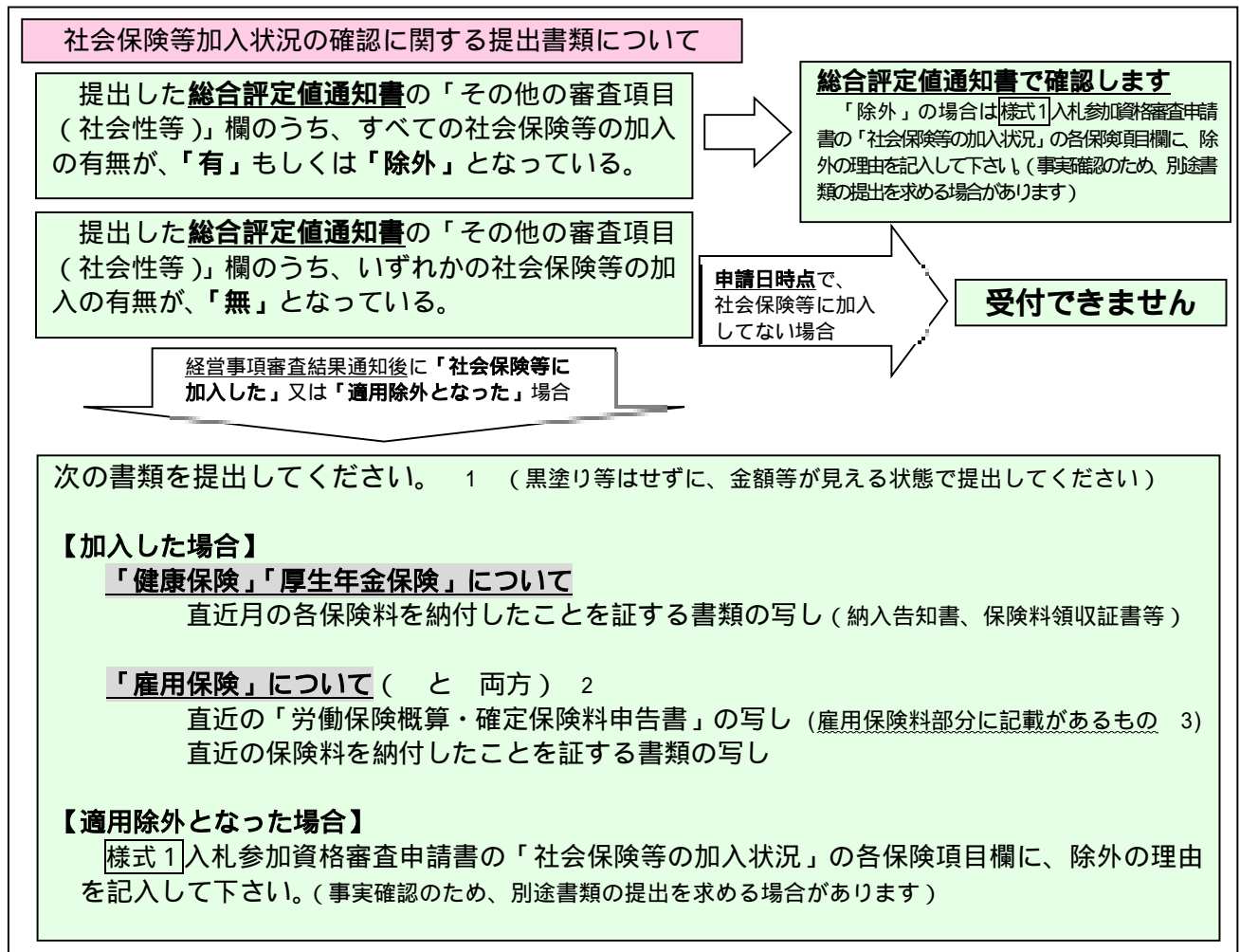
役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。

適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

【建設工事の部 - 市外】

2 社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。



<注意> 複数の登録部門に申請する場合は、登録部門ごとに書類を添付してください！

- 1 関連会社（親会社等）が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類（ と 両方）を提出してください。
関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類（上記「 ~ 」の書類）
今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し
又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した証明書類（任意書式）
- 2 「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類（ と 両方）を提出してください。
組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し（雇用保険料部分に記載があるもの 3）
直近の保険料を納付したことを証する書類の写し
- 3 「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる（雇用保険部分に数字等の記載されている）書類を提出してください。